

社会福祉法人 三日町福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三日町福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬は別表1の額とする。

3 役員等が業務の為に出張する場合の旅費支給については、「社会福祉法人三日町福祉会旅費規程」の定めにより旅費支給する。

(支給日)

第3条 報酬は本人名義の口座に振込支給する。

2 理事及び監事への支給は、6月、9月、12月、3月の25日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）とする。

3 評議員及び評議員選任・解任委員への支給は、9月、3月の25日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）とする。

(改正)

第4条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人三日町福祉会評議員会の議決を経るものとする。

附則

この規程は平成29年6月12日から施行する。

別表 1

役員報酬表

役員等	報酬年額
理事長	60,000円
理事	30,000円
監事	30,000円
評議員	6,000円
評議員選任・解任委員	6,000円